

副 本

令和元年(ワ)第172号, 令和3年(ワ)第181号, 令和5年(ワ)第290号
違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外7名
被 告 金 井 豊 外2名

令和6年9月20日

準備書面(13)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



目 次

第 1 はじめに.....	3
第 2 原告ら第 3 3 準備書面について.....	4
第 3 原告ら第 3 4 準備書面について.....	5
第 4 原告ら第 3 5 準備書面について.....	6
第 5 原告ら第 3 6 準備書面について.....	9
第 6 原告ら第 3 7 準備書面について.....	13
第 7 原告ら第 3 8 準備書面について.....	19
第 8 原告ら第 3 9 準備書面について.....	28
第 9 第 1 0 0 回定時株主総会においても本件原子力発電所の再稼働 を目指す経営の基本方針が引き続き圧倒的多数の株主の支持を 得ていること.....	37
第 1 0 結論.....	38

被告ら及び補助参加人は、本準備書面において、原告らの第33準備書面（令和5年11月29日付け）、第34準備書面ないし第37準備書面（いずれも令和6年2月26日付け）並びに第38準備書面及び第39準備書面（いずれも同年5月22日付け）について、必要と認める範囲で述べるとともに、令和6年6月26日に開催された補助参加人の第100回定時株主総会について述べる。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。

第1 はじめに

原告らは、第35準備書面ないし第39準備書面において、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震について述べるが、同年2月26日付け被告ら及び補助参加人上申書で述べたとおり、本件原子力発電所は、外部電源や必要な監視設備、冷却設備及び非常用電源等の機能を確保しており、原子炉施設の安全確保に問題は生じておらず、また、同発電所に設置しているモニタリングポストの数値に変化はなく、外部への放射能の影響もない。

この点、令和6年1月10日及び2月7日に開催された原子力規制委員会においても、上記の事実、すなわち、本件原子力発電所の「止める・冷やす・閉じ込める」機能が確保されていることが確認されている（甲153、甲163の1、甲163の2）。

また、令和6年5月29日付け被告ら及び補助参加人弁論の更新に当たっての意見書でも述べたとおり、被告ら及び補助参加人は、同地震において、原子力規制委員会への報告を行うなど関係法令を遵守しており、被告らの善管注意義務及び忠実義務は尽くされている。今後、被告ら及び補助参加人は、同地震の知見も適切に反映し、

新規制基準適合性確認審査を受けることとしており、同審査に的確に対応することにより、被告らの善管注意義務及び忠実義務は尽くされることとなる。

本件訴訟は、人格権に基づく原子力発電所の運転差止訴訟ではなく、会社法に基づく取締役の違法行為差止訴訟であるところ、上記のとおり被告ら及び補助参加人が同地震に適切に対応し、今後も同地震の知見を反映した新規制基準適合性確認審査に適切に対応する以上、同地震の発生をもって被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」があるかのように述べる原告らの主張は、何ら理由がなく、また、補助参加人の財産に「回復することができない損害が生ずるおそれ」があるとも認められない。

第2 原告ら第33準備書面について

1 原告らの主張

原告らは、第33準備書面において、令和5年9月4日付け被告ら及び補助参加人準備書面⁽¹⁾について、「論点すり替え・無回答等の不誠実な態度」であると主張する。

2 被告ら及び補助参加人の反論

被告ら及び補助参加人は、準備書面⁽¹⁾において、令和5年5月24日付け原告ら第31準備書面に対して、基準地震動に係る新規制基準の内容や裁判例等を踏まえ、詳細に反論するとともに、その余の原告らの主張についても、本件の争点である被告らの善管注意義務及び忠実義務違反の有無との関係において必要な範囲で逐一反論しているのであって、「論点すり替え・無回答等の不誠実な態度」などとする原告らの批判は当たらない。

よって、原告らの第33準備書面における主張は理由がない。

第3 原告ら第3・4準備書面について

1 原告らの主張

原告らは、第3・4準備書面において、会社法360条3項の「回復することができない損害」の意義について、「取締役に対する損害賠償責任の追及によっては回復し得ない損害」と解する説が学界において圧倒的通説として確立しており、令和5年11月29日付け被告ら及び補助参加人準備書面⁽¹⁾における反論には理由がないと主張する。

2 被告ら及び補助参加人の反論

原告らの主張は、もっぱら村上裕氏の意見書（甲149）に依拠した令和5年9月1日付け第3・2準備書面の繰り返しに過ぎない。

この点、「回復することができない損害が生ずるおそれがあるか否かは、個別具体的な場合に応じて、当該行為と会社の規模、業種、経営状況等に応じて具体的に判断せざるを得ない」（乙172：新谷勝『会社訴訟・仮処分の理論と実務〔増補第3版〕』617頁）と指摘されるところ、本件訴訟において、「回復することができない損害」とは、「本件原子力発電所についていえば広範囲に放射性物質を飛散させる事故（すなわち重大事故）発生のおそれをいうものと解される。」とする「裁判所の見解」（令和4年6月15日の第10回口頭弁論において示された。）は、正に本件訴訟における状況に応じて具体的な判断が示されたものであり、原告らの批判は当たらない。

よって、原告らの第3・4準備書面における主張は理由がない。

第4 原告ら第35準備書面について

1 原告らの主張

原告らは、第35準備書面において、①補助参加人は敷地周辺の断層の活動性・運動性を適切に評価していない、②基準地震動を超過するような地震動が観測されることはあってはならない、③令和6年能登半島地震により本件原子力発電所でトラブルが発生した、④K-NET富来観測点周辺では震度7の地震動が観測されている、⑤本件原子力発電所敷地が著しく隆起していれば建屋や施設の深刻な損傷は免れなかつた、⑥K-NET富来観測点で観測されたような極短周期が極めて強い地震動が本件原子力発電所を襲つたとすれば深刻なダメージを被つていた可能性が高いと主張する。

2 被告ら及び補助参加人の反論

(1) ①について

原告らは、補助参加人が「『能登半島北部沿岸域断層帯』として運動を想定していた活断層は（略）9.6 kmに過ぎなかつた」などとして、補助参加人は本件敷地周辺の断層の活動性・運動性を適切に評価していないと主張するようである（原告ら第35準備書面3、4頁）。

しかし、補助参加人は、平成26年の新規制基準適合性確認審査申請において、能登半島北部沿岸域断層帯について、松田式に基づき、マグニチュード8.1の地震を想定していたところであり（甲151、乙173の6-5-69頁），令和6年能登半島地震（マグニチュード7.6）において、本件原子力発電所の安全上重要な機能は確保されている。

なお、原告らは、「敷地近傍の断層の活動性・運動性を事業者が適切に評価していないにもかかわらず、原子力規制委員会がこ

れを事実上承認していた」（原告ら第35準備書面4頁）とも主張するが、本件敷地周辺の地質・地質構造については、新規制基準適合性確認審査の途上であり、原告らが主張するような事実はない（また、原告らは、「笠浪沖断層帯」（原告ら第35準備書面4頁3行目）とするが、正しくは「笠波沖断層帯」である。）。

(2) ②について

原告らは、令和6年能登半島地震における本件原子力発電所の地震観測記録を示した上で、「特定の周期で僅かであったとしても基準地震動を超過するような地震動が観測されることはあってはならない」と主張する（原告ら第35準備書面5頁）。

しかし、準備書面(1)10ないし13頁で述べたとおり、原子力発電所は、基準地震動を超える地震動に対しても耐震安全上の余裕を有しており、基準地震動を超過する地震動が発生したとしてもただちに安全上の問題が生じるものではない。

この点、補助参加人は、令和6年能登半島地震に対する原子炉建屋及び原子炉建屋内設備の耐震健全性が確保されていることを確認している（乙174の参考「令和6年能登半島地震に対する志賀原子力発電所の耐震健全性確認について」）。

(3) ③について

原告らは、「能登半島地震により志賀原発で発生した主なトラブル」として、外部電源の一部喪失等を挙げる（原告ら第35準備書面6頁）。

しかし、原告らのいう「トラブル」なるものは、いずれも、本件原子力発電所の安全上重要な機能を喪失させるようなものではない（乙175）。

すなわち、前記第1でも述べたとおり、令和6年能登半島地震

において、本件原子力発電所の「止める・冷やす・閉じ込める」機能が確保されていることは、既に同年1月10日及び2月7日の原子力規制委員会定例会議において確認されている（甲153、甲163の1、甲163の2）。

(4) ④及び⑥について

原告らは、令和6年能登半島地震において、K-NET富来観測点を襲った地震動は震度7であり、また、極短周期が極めて強い地震動であったところ、かかる地震動が本件原子力発電所を襲わなかつたことは偶然に過ぎないと主張するようである（原告ら第35準備書面7、9ないし11頁）。

しかし、特定の地点で観測される地震動は、観測地点ごとに異なる伝播特性、增幅特性といった地域特性の影響を強く受けるものであるところ（乙167の43頁）、K-NET富来観測点は、標高約75メートルの丘の上に設置されており、岩盤に直接設置されている本件原子力発電所とは地域特性が大きく異なることから（同観測点は表層約5メートルに火山灰質粘性土が堆積している。）、同観測点で観測された地震動をもって本件原子力発電所の耐震安全性を論ずることはできず、原告らの主張は前提において失当というほかない（乙176、乙177）。

(5) ⑤について

原告らは、本件原子力発電所敷地が著しく隆起していれば、本件原子力発電所において深刻な損傷は免れなかつたと主張する（原告ら第35準備書面8、9頁）。

しかし、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所敷地地盤が隆起していないことは、同年4月12日の審査会合及び同月19日の現地調査で既に確認されているところであり、原告ら

の主張は憶測を述べるものに過ぎない（乙178、乙179、乙180）。

なお、新規制基準適合性確認審査においては、地盤の隆起についても審査対象とされていることを付言しておく（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈3条。この点、山中伸介・原子力規制委員会委員長も、令和6年2月21日の記者会見において、「隆起についても、御専門の委員に入っていただいているので、きちんと評価なされるものというふうに考えています。」（乙181の7頁）と述べている。）。

(6) 小括

以上のとおり、原告らの第35準備書面における主張はいずれも理由がない。

第5 原告ら第36準備書面について

1 原告らの主張

原告らは、第36準備書面において、令和6年能登半島地震の被害概要について述べ、①地震・津波・火災等により自宅での屋内退避は不可能である、②モニタリングポストの欠測や通信回線の寸断により避難の前提となる情報が喪失した、③道路の損壊・寸断等により避難が不可能になっており、現状の避難計画では深層防護の第5のレベルが不十分であるから、被告らが本件原子力発電所を稼働させることは善管注意義務及び忠実義務に違反すると主張する。

2 被告ら及び補助参加人の反論

(1) ①について

原告らは、令和6年能登半島地震では、多くの建物が倒壊、損

傷し、津波や火災の被害も重なり、屋内退避が不可能な事態が発生したと主張する（原告ら第36準備書面7ないし16頁）。

しかし、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所に起因する屋内退避を必要とするような事態は発生していない。

(2) ②について

原告らは、令和6年能登半島地震では、モニタリングポストの欠測や通信回線の寸断により、避難の前提となる情報が喪失したと主張する（原告ら第36準備書面17ないし19頁）。

しかし、令和6年能登半島地震に際し、補助参加人が同敷地内に設置するモニタリングポスト7局は地震発生前後を通じて正常に測定しており、本件原子力発電所から外部への放射能の影響もなく、避難を必要とするような事態は生じていない。

この点を撇くとしても、本件原子力発電所周辺において地方公共団体が設置するモニタリングポスト116局のうち、本件原子力発電所から15キロメートル以内の各局はいずれも正常に測定しており、15キロメートル以遠で一時的に欠測した18局も、順次復帰している。

山中委員長も、令和6年1月10日の記者会見において、モニタリングポストについて、「原子力発電所の15キロ圏内については欠測がなかったということで、万が一志賀の原子力発電所で放射性物質が放出されるような事故が起きた場合には十分モニタリングできるような状態であったというふうな認識ではございます。（略）特段18機ということが大きな問題であったというふうには認識しておりません」（乙182の3頁。甲161の5頁も同旨）と述べているところであり、2月7日の記者会見においても、「万が一、原子力発電所で異常があった場合、放射性物質

の放出があった場合に、15km以内のモニタリングポストはきちんと測定が継続できておりますので、モニタリングは大きな問題はなかったというふうに思っております。」（乙183の9頁）と述べている。

(3) ③について

原告らは、令和6年能登半島地震では、道路の損壊・寸断等により避難が不可能になっており、避難計画は実効性を欠き、深層防護の第5の防護レベルに達していないことが明らかになったと主張する（原告ら第36準備書面20ないし28頁）。

しかし、前記(1)及び(2)でも述べたとおり、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所に起因する屋内退避なし避難を必要とするような事態は発生していない。

この点を一旦撇くとしても、原告らは、本件原子力発電所に起因して避難を必要とするような重大事故が発生する具体的な機序を何ら主張立証していないのであるから、原告らの主張は前提において失当というほかない¹。

¹ この点、関西電力美浜発電所に係る大阪高等裁判所令和6年3月15日決定（確定）においても、「抗告人らは（略）令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被害状況に照らしても、地震による原発事故が発生すれば、住民らは屋内退避をすることができず、避難経路の寸断のために避難することもできず孤立し、放射性物質が漂う屋外で被ばくを強いられることになるから、周辺住民の生命、身体が侵害される具体的危険がある旨主張する。そこで判断すると（略）抗告人らの申立てが認められるためには（略）人格権に対する直接的な侵害行為、すなわち本件発電所自体が安全性に欠け、その運転に起因する放射線被ばくにより、周辺住民の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的危険性があると一応認められることを要するというべきである。ところが、原審及び当審における抗告人らの主張を踏まえ検討しても、上記判断のとおり、本件において、放射性物質が本件発電所の外部に放出される事態が発生する具体的危険があることについて疎明があるとはいひ難いから、仮に重大事故が発生した場合における避難計画の不備につき検討するまでもなく、抗告人らの主張は採用できない。」（乙184の21、22頁）と判示されている。

また、中国電力島根原子力発電所に係る広島高等裁判所松江支部令和6年5月15日決定（確定）においても、「債権者らが主張する人格権侵害の危険は、本件原子炉において異常な水準で放射性物質が本件発電所敷地外に放出されるような重大な事故が発生した場合に、実効性を欠く避難計画の下に困難な避難を強いられることに

(4) 小括

以上のとおり、原告らの第36準備書面における主張はいずれも理由がない。

そして、地震、津波、火災あるいは道路啓開といった一般災害対策については、国及び地方公共団体において講じられるところであり、また、令和4年2月28日付け被告ら及び補助参加人準備書面(7)11、12頁で述べたとおり、原子力災害対策については、原子力事業者、国及び地方公共団体が相互に連携、協力することとされているところ、被告ら及び補助参加人は、原子力災害対策の強化に継続的に取り組んでおり、今後も、令和6年能登半島地震の知見を踏まえつつ対応することとしていることから、被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はない。

この点、岸田文雄・内閣総理大臣は、令和6年2月2日、参議院本会議において、今後、内閣府の地域原子力防災協議会によって取りまとめられる志賀地域の緊急時対応について、令和6年能登半島地震の被災状況を検証しつつ取りまとめを行う旨説明している（乙186の18頁）。

より、上記事故により放出された放射性物質による放射線に被ばくする危険があるというものであるから、上記事故が発生する具体的危険性があることがその前提となっているというべきである。しかるに、これまで検討してきたところに照らすと、上記事故が発生する具体的危険性について疎明があったということはできない。そうすると、債権者らの上記主張は、上記の前提を欠くものといわざるを得ない。
(略) 深層防護の第5の防護レベルについて、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の要求する措置が講じられていないあるいは不十分であることを根拠として人格権侵害の具体的危険が存在するとする債権者らの主張は採用できない。」（乙185の102頁）と判示されている。

第6 原告ら第37準備書面について

1 原告らの主張

原告らは、第37準備書面において、新規制基準について、①「震源を特定せず策定する地震動」に係る規定は不明確かつ過小である、②「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」に係る規定は強震動研究が未成熟なため原子力発電所の安全を保証するとはいえない、③富来川南岸断層に係る評価が不十分であるなど適合性確認審査の実態に疑問がある、④外部電源を耐震重要度分類Cクラスとする規定は不合理である、⑤福島第一原子力発電所事故における地震の影響が不明なため非常用電源だけで事故を収束できるかわからない、⑥非常用取水設備を耐震重要度分類Cクラスとする規定は不合理であると主張する。

2 被告ら及び補助参加人の反論

(1) ①について

原告らは、「震源を特定せず策定する地震動」について、石橋克彦氏が令和6年能登半島地震を「震源を特定せず策定する地震動」と扱うべきだとしているなど、「震源を特定せず策定する地震動」の定義が明確ではない上、「震源を特定せず策定する地震動」をMw 6.5程度未満とするのは過小すぎると主張する（原告ら第37準備書面1、2頁）。

しかし、まず、令和6年能登半島地震を「震源を特定せず策定する地震動」として扱うべきか否かについては、原告らが述べるように同地震が「多くの地震学者が既存の海底断層が複数運動したと解釈している」（原告ら第37準備書面2頁）のであれば、同地震は「震源を特定せず策定する地震動」に該当しないことは明らかであり、原告らの主張は矛盾している。

なお、前記第4の2(1)で述べたとおり、補助参加人は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定に当たり、能登半島北部沿岸域断層帶において、マグニチュード8.1の地震を想定していたところである。

また、「震源を特定せず策定する地震動」を含む新規制基準における地震に係る規定²は、島崎邦彦・原子力規制委員会委員長代理³(当時)を中心とする「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に關わる規制基準に関する検討チーム」において、平成24年11月から平成25年6月にかけて、各専門分野の学識経験者等の専門技術的知見に基づく意見等を集約し策定されたものであり、現在の科学技術水準を踏まえた合理的なものであるとされている(乙15の51ないし57頁)。また、令和3年に行われた、「震源を特定せず策定する地震動」に係る規定の改正においても、同規定の基本的な考え方は変更されていない(乙125)。

これに対し、原告らは、島崎氏の平成20年の学会発表(甲170)を提出しているが、上記のとおり同氏が中心となって平成25年に制定された新規制基準において「震源を特定せず策定する地震動」の規定が定められているのであるから、上記学会発表は同規定の不合理性の根拠たり得ないことは明らかである。

よって、「震源を特定せず策定する地震動」に係る原告らの主張は理由がない。

² 新規制基準(基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド)においては、「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当たり、「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」(Mw6.5程度未満)及び「事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震」(Mw6.5程度以上)を考慮することとされている。なお、Mw(モーメントマグニチュード)6.5は、概ねM(マグニチュード)6.9に相当する。

³ 原告らは、島崎氏について、「原子力規制委員会の元委員長」(原告ら第37準備書面2頁20行目)と述べるが、正しくは「元委員長代理」である。

この点、福井地方裁判所平成27年12月24日決定（判例時報2290号29頁。保全抗告がなされたが、同取下げにより確定している。）においても、上記学会発表が甲第370号証として提出された上で、「震源を特定せず策定する地震動」に係る規定が不合理であると主張されたものの、かかる主張は排斥されている（乙128の120ないし123頁）。

(2) ②について

原告らは、3頁以上にわたり野津厚氏の意見書（甲171）を繰々引用し、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」について主張するようである（原告ら第37準備書面2ないし7頁）。

しかし、そもそも、野津氏の意見書は、強震動研究の現状に対する同氏の個人的な見解を述べたものに過ぎず、本件原子力発電所の「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」について何ら述べるものではないから、原告らの主張の根拠とはならない。

なお、水戸地方裁判所令和3年3月18日判決（判例時報2524・2526号40頁。控訴）においても、上記意見書が甲D第194号証として提出された上で、基準地震動に係る新規制基準の規定が不合理であると主張されたものの、かかる主張は排斥されている（同167、168頁）。

(3) ③について

原告らは、「新規制基準にもとづく審査実態について」と称し、本件原子力発電所北方の富来川南岸断層について述べる（原告ら第37準備書面7、8頁）。

しかし、補助参加人は、富来川南岸断層について、平成26年の新規制基準適合性確認審査申請以降も最新の知見を踏まえ（例えば、平成30年に公表された「活断層詳細デジタルマップ〔新

編]」において、富来川南岸断層に係る記載が追加されている。), 安全側に判断し、「将来活動する可能性のある断層等」として評価するとともに、海域の兜岩沖断層との連続性の有無についても詳細に調査を行っている(乙187の490ないし509頁。なお、原告らは、「兜岩断層」(原告ら第37準備書面7頁19行目)と述べるが、正しくは「兜岩沖断層」である。)。

また、補助参加人は、令和6年能登半島地震の発生を踏まえ、富来川南岸断層についても、同地震の影響について追加調査を行い、本件原子力発電所の安全上問題となるものではないことを確認し、原子力規制委員会に報告している(乙178のi, vi, 49ないし72頁)。

さらに、原告らは能登半島北部沿岸域断層帯についても主張するが(原告ら第37準備書面8頁)，前記第4の2(1)で述べたとおり、補助参加人は、同断層帯について、マグニチュード8.1の地震を想定していたところであるが、今後、令和6年能登半島地震の知見を反映した評価を行うこととしている(乙178の102, 103頁)。

(4) ④及び⑥について

原告らは、「外部電源を軽視している」、「Cクラスの脆弱性が明らかとなった」などとして、外部電源及び非常用取水設備について、「Cクラスにとどめることを許している新規制基準は不合理である」と主張する(原告ら第37準備書面8ないし11頁)。

しかし、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所の外部電源は、5回線中3回線が維持されており⁴、安全上問題は発

⁴ 補助参加人は、残り2回線についても、移動式変電所を用いて受電できるようにすることとしている(乙188の添付資料)。

生しておらず、また、同地震において、本件原子力発電所の非常用取水設備にも問題は生じていない（乙175）。

なお、原告らは、本件原子力発電所の変圧器について、「500ガルの地震動にしか耐えられない設計がなされている」、「基準地震動（本件原発2号機の場合1000ガル）より遙かに弱い地震動にしか耐えられない」（原告ら第37準備書面8、9頁）などと述べるが、これらの誤りについては後記第8の2(6)で述べる。

また、新規制基準における外部電源及び非常用取水設備の耐震重要度分類が合理性を有するものであることは、準備書面(1)19頁で述べたとおりであり、原告らの主張は従前の内容の繰り返しに過ぎず、何ら理由がない。

この点、山中委員長も、令和6年1月10日の記者会見において、「外部電源に基本的に期待をしないというのが、我々の新しい規制基準の考え方でございます。外部電源が全て失われた上で止める、冷やす、閉じ込めるということが機能として発揮できるように、電源の多重性、あるいは多様性の確保ということに新規規制基準では求めておりますので。特に、変圧器だけ耐震性を上げましても、外部電源がきっちりと確保できるという保証はございませんので、そこだけを強化するというのは今のところ考えておりません。」（乙182の21頁）と述べている⁵。

⁵ 山中委員長は、令和6年2月14日の参議院資源エネルギー・持続可能な社会に関する調査会において、「外部電源は、遠方の他の発電所から電線路等を経由して供給されるものでございます。長大な電線路等の全てに高い信頼性を確保することは不可能であることから、新規制基準では、全ての外部電源を喪失した場合にも必要な安全機能を維持できるよう対策を取ることを求めております。具体的には、耐震性が確保された非常用ディーゼル発電機により必要な電力を供給できること、さらに、万が一非常用ディーゼル発電機が使用できなくなる場合に備えて、他の発電機や電源車等により事故対応に必要な電力が確保できるようになっていることを審査において確認しております。このため、仮に外部の電源が喪失したといったとしても、原子力発電所の安全確保に影響はないと考えております。なお、北陸電力志賀原子

また、原告らは、纏纏一起氏の学会発表及び佐藤暁氏の意見書（甲175、甲176）を引用するが、そもそも、纏纏氏は、地震学の専門家ではあっても、耐震工学や機械工学の専門家ではなく、学会発表の内容は、福井地方裁判所平成26年5月21日判決（判例時報2228号72頁）に対する個人的な感想を述べたものに過ぎない（同判決が控訴審において取り消されていることは、後記第7の2(6)で述べる。）。また、佐藤氏の意見書も、本件原子力発電所について述べたものではなく、本件原子力発電所の耐震安全性を否定する原告らの主張の根拠とはならない。

なお、高松高等裁判所平成30年11月15日決定（判例時報2393・2394号383頁。確定）においても、上記学会発表及び意見書が甲B第68号証及び甲B第8号証として提出された上で、新規制基準における外部電源及び非常用取水設備の耐震重要度分類が不合理であると主張されたものの、かかる主張は排斥されている（同311頁）。

(5) ⑤について

原告らは、福島第一原子力発電所事故における「地震による影響が不明であるのに、非常用電源によって事故を収束することが

力発電所では、今回の地震発生の直後においても外部電源五回線のうち二回線から受電し、一回線を予備として待機させる体制が維持されており、さらに、非常用ディーゼル発電機は一号機が三台、二号機は二台が待機中、各種電源車についても合計六台が使用可能な状態にございます。」「新規制基準では、外部電源に対する信頼性を高める観点から、少なくとも二回線の独立性を求めておりますが、外部電源は遠方の他の発電所から電線路等を経由して供給されるものでございます。長大な電線路等の全てに高い信頼性を確保することは不可能でございます。このため、新規制基準では、発電所の敷地内で多重性又は多様性を確保し、及び独立性を持たせた非常用電源設備を設置することによって、外部電源によらずとも原子力発電所の安全機能が維持できることを求めております。なお、今回の志賀原子力発電所でも、外部電源以外にも必要な非常用電源設備が確保されていたと承知しております。こうしたことから、外部電源系の耐震性に関する規制の考え方を変更する必要はないと考えております。」（乙189の7、19頁）と述べている。

できるとなぜ言えるのか」などと主張する（原告ら第37準備書面10、11頁。なお、同11頁4行目に「冷却剤」とあるが、正しくは「冷却材」である。）。

しかし、そもそも、福島第一原子力発電所事故の解明については、東京電力ホールディングス株式会社や原子力規制委員会において行われるものであり、被告らの善管注意義務及び忠実義務違反の根拠とはならない。

この点を撇くとしても、同事故における地震動の影響については、令和3年3月10日付け被告ら及び補助参加人準備書面(5)9、10頁で述べたとおり、日本原子力学会の事故調査報告書（乙18）をはじめとする各報告書により、同事故の原因が地震動ではなく津波であることが明らかにされているどころであり、原告らの主張は従前の内容の繰り返しに過ぎず、何ら理由がない。

(6) 小括

以上のとおり、原告らの第37準備書面における主張はいずれも理由がない。

第7 原告ら第38準備書面について

1 原告らの主張

原告らは、第38準備書面において、①地震学には限界や不確実性があり、原子力発電所の耐震性としては世界最大のM9.5に備えなければならない、②令和6年能登半島地震により、本件原子力発電所において変圧器の破損等のトラブルが発生した、③同地震の発生により補助参加人による断層の運動、連続性の過小評価が明らかになった、④同地震で発生した地震動や地盤隆起が本件原子力発電所周辺で発生する可能性が考慮されていない、⑤本件原子力発電

所の敷地内断層の調査、検討が不十分である、⑥本件原子力発電所の施設や機器が基準地震動を満たすように設計、設置されていない、⑦地震と原子力発電所の事故が同時に発生した場合、避難が困難であると主張した上で、⑧求訟明を行っている。

2 被告ら及び補助参加人の反論

(1) ①について

原告らは、地震学には限界や不確実性があり、原子力発電所の耐震性としては世界最大のM 9.5に備えなければならない旨主張する（原告ら第38準備書面3ないし16頁）。

しかし、かかる主張は、原子炉等規制法に基づいて独立した原子力規制委員会により策定された新規制基準を無視した独自の見解というほかなく、取締役の善管注意義務及び忠実義務違反の有無が争点である本件訴訟における主張としては当を得ない。

なお、かかる主張については、名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決（判例時報2413・2414号71頁。確定）において、「新規制基準について、各分野の専門家が参加し、最新の科学的・専門技術的知見を反映して制定されていることは、前記のとおりであり、かつ、原子力規制委員会でも、十分な審査を経て、1審被告（引用者注：関西電力）が策定した基準地震動について新規制基準への適合性を確認しているのであって、その原子力規制委員会の判断に不合理な点が見当たらぬ以上、策定された基準地震動は、最新の科学的・専門技術的見地からして、本件発電所に来襲する地震動の想定として合理的な内容になっているというべきであり、これを超えて過去最大又は既往最大に備えなければ違法の問題が生ずるなどと解することはできない。」（乙130の99頁）と判示されている。

その他、原告ら第38準備書面3頁13行目等には「強振動」とあるが、正しくは「強震動」である。

(2) ②について

原告らは、「令和6年能登半島地震の発生と志賀原発に及ぼした影響」として、同地震について述べた上で、本件原子力発電所において、変圧器の破損等の「トラブルが生じた」と主張する(原告ら第38準備書面17ないし32頁)。

しかし、原告らのいう「トラブル」なるものは、いずれも、本件原子力発電所の安全上重要な機能を喪失させるようなものではないことは、前記第4の2(3)で述べたとおりである。

(3) ③について

原告らは、令和6年能登半島地震を踏まえると、本件原子力発電所周辺の断層について、見落としや過小評価がある可能性が否定できないと主張する(原告ら第38準備書面32ないし38頁)。

しかし、前記第4の2(1)で述べたとおり、補助参加人は、平成26年の新規制基準適合性確認審査申請において、能登半島北部沿岸域断層帶について、マグニチュード8.1の地震を想定していたところであり、「見落とし」や「過小評価」との指摘は当たらない(甲151、乙173の6-5-69頁。なお、令和6年能登半島地震はマグニチュード7.6である。)。

なお、原告ら第38準備書面34頁12行目には「走行」とあるが、正しくは「走向」である。

(4) ④について

原告らは、「志賀町のK-NET富来観測点で2,828G a 1という大きな加速度を観測した。」「志賀原発に同様の揺れが

襲った場合、施設は揺れに耐えることができない。」などと主張する（原告ら第38準備書面38ないし42頁）。

しかし、K-NET富来観測点については、前記第4の2(4)でも述べたとおりであり、地域特性の異なる地点で観測された地震動をもって本件原子力発電所の耐震安全性を論ずることはできず、原告らの主張は前提において失当というほかない。

また、原告らは、隆起についても述べるが（原告ら第38準備書面38, 41, 42頁）、前記第4の2(5)でも述べたとおり、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所敷地地盤は隆起していない。

(5) ⑤について

原告らは、「今回の地震により、敷地内では複数の段差等が発生した。」ことを根拠に、本件敷地内断層に係る補助参加人の調査・検討が不十分であったと主張するようである（原告ら第38準備書面42, 43頁）。

しかし、令和6年能登半島地震による、本件原子力発電所の敷地内断層への影響については、同年4月12日の第1245回審査会合及び同月19日の現地調査により、原告らが「複数の段差等」とする本件敷地内で確認された変状については、地震力を受けた舗装の変形や地震に伴う搖すり込み沈下によるものであって、今回の地震に伴って本件敷地内断層が活動した痕跡ではないことが原子力規制委員会により既に確認されている（乙178, 乙179, 乙180）。

また、原告らは、令和6年能登半島地震において「富来川南岸断層が動いた」とも主張するが（原告ら第38準備書面43頁），補助参加人は、前記第6の2(3)でも述べたとおり、令和6年能登

半島地震の発生を踏まえ、富来川南岸断層についても、同地震の影響について追加調査を行い、本件原子力発電所の安全上問題となるものではないことを確認し、原子力規制委員会に報告している（乙178のi, vi, 49ないし72頁）。

なお、原告ら第38準備書面43頁2行目には「走行」とあるが、正しくは「走向」である。

(6) ⑥について

原告らは、令和6年能登半島地震における地震の観測記録について述べた上で、本件原子力発電所の変圧器のトラブルを挙げ、「志賀原発の施設や機器が実際には基準地震動を満たすように設計・設置されていない」と主張する（原告ら第38準備書面43ないし48頁）。

しかし、原告らが述べる変圧器については外部電源に係るものであるところ、外部電源については、原告らも再三述べるとおり、新規制基準において、耐震重要度分類Cクラスとされており、「基準地震動を満たす」（原告ら第38準備書面45頁）ことが求められるものではない（基準地震動による地震力に対し安全機能を保持することが求められるのは、同分類Sクラスの施設である。乙15の279頁参照）。

また、原告らは、「今回明らかになったのはその点だけではない。」（原告ら第38準備書面44頁）として、繰々述べるが、以下のとおり、原告らの主張はいずれも理由がない。

ア 加速度の数値の比較について

原告らは、957ガル、871ガル、399.3ガル、500ガルといった数値を挙げるが（原告ら第38準備書面43ないし45頁），これらは前提が異なり単純に比較できるもの

ではない。

すなわち、原告がいう「399.3 Gal」とは、本件1号機原子炉建屋地下2階床（EL. -1.6m）に設置された保安確認用地震計⁶により記録された最大加速度であり、「957Gal」及び「871Gal」とは、本件敷地岩盤中（EL. -10m）の観測記録から求められた1号機及び2号機それぞれの原子炉建屋基礎下端（1号機はEL. -7.1m, 2号機はEL. -4.7m）における最大応答加速度（東西方向、固有周期⁷0.4762秒）である。

この点、最大加速度（最大加速度振幅ともいう。）とは、地震により生じた揺れの加速度の最大値をいい、最大応答加速度とは、当該地震により生じた揺れにより発生する建物等の揺れの加速度の最大値をいう。

これらに対し、変圧器に係る主張において原告らが挙げる「500Gal」とは、JEAG5003「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき定められている、地表に変圧器を設置する際の設計用地震力（同指針では、5m/s²と定められている）の数値である。

⁶ 保安確認用地震計とは、速報（甲195）等に用いるための地震計であり、南北方向、東西方向及び上下方向の3成分の揺れの加速度を合成した加速度の最大値等を計測・記録している。保安確認用地震計については、乙174の参考「令和6年能登半島地震に対する志賀原子力発電所の耐震健全性確認について」の15, 16頁参照。

⁷ 固有周期とは、物、構築物、機器・配管等の設備といった構造物それぞれが揺れて一往復する固有の時間をいい、「実際の地震波はさまざまな周期の波が含まれている」（乙190）ことから、同じ地震波であっても、異なる固有周期をもつ各建物等の最大応答加速度はそれぞれ異なる。例えば、上記「957Gal」及び「871Gal」は、周期0.4762秒における最大応答加速度であるところ、周期0.02秒における最大応答加速度はそれぞれ、「264Gal」及び「254Gal」である（乙191の参考2, 3頁）。なお、補助参加人がパンフレット（乙9）等において基準地震動の値として記載している「600Gal」及び「1000Gal」とは、解放基盤表面（EL.-10m）の周期0.02秒における最大応答加速度である（乙191の参考1頁）。

付言すると、原告ら第38準備書面45頁の図は、単純に比較できない数字を並べたものである上、本件1、2号機では建屋基礎版の標高が異なるところ、「957 G a 1」と「871 G a 1」を同一の高さであるかのように記載しており、不正確である（乙191の参考2、3頁）。

イ 変圧器の揺れの解析結果について

原告らは、「今回の地震により、500 G a 1の揺れに耐えられる必要のあった変圧器がそれを下回る399.3 G a 1以下の揺れで故障した」と主張する（原告ら第38準備書面44、45頁）。

しかし、補助参加人は、令和6年能登半島地震の観測記録を用いて解析した結果、変圧器が設置されている敷地地盤上の最大加速度は概ね500ガル以下であったものの、変圧器の一部部品において共振が発生したこともあり、変圧器の上部等では応答加速度が500ガルを超えていることを確認している（乙192の添付資料）。

この点、補助参加人は、本件原子力発電所の更なる信頼性向上のため、変圧器における共振を抑制する等、令和6年能登半島地震の知見を踏まえた地震対策（耐震安全性の向上）を進めることとしており（乙192の添付資料6頁），山中委員長も、同年6月5日の記者会見において、「耐震性を上げられるのではないかなと思います。例えば、そういう弱い部分にサポートをつける」（乙193の8頁）と述べている。

また、原告らのいう「399.3 G a 1」とは、前記アで述べたとおり、本件1号機原子炉建屋地下2階床（E L. - 1.6 m）に設置された保安確認用地震計により記録された最大加

速度であるところ、変圧器が設置されているのは屋外の敷地地盤（E.L. +11.0m）であって、互いの位置が全く異なる。

この点、山中委員長も、令和6年3月4日の参議院予算委員会において、「三百九十九ガルは、志賀原子力発電所一号機の原子炉建屋地下二階に設置された地震計で記録された最大加速度、加速度でございます。今回損傷した変圧器が受けた加速度と必ずしも同じではないため、五百ガルの耐震性能があるはずなのに三百九十九ガルで損傷したとの御指摘は必ずしも当たらないと考えております。」（乙194の21頁）として、両者を単純に比較することはできないことを説明している。

ウ 地震動の減衰ないし增幅について

原告らは、「同じ場所であれば震源により近い地下の方から地上に上がるにつれて揺れは減衰していくと常識的に考えられる」と主張する（原告ら第38準備書面44頁）。

しかし、地震動が「減衰」するとされているのは、震源から観測地点地下深部までに地震波が伝わる際の現象で、伝播特性といわれるものであり、一方、原告らがいう「地下の方から地上に上がるにつれて」現れる現象は、增幅特性といわれるものであって、地上に上がるにつれて地震動が「増幅」されるものであるから⁸、原告らの主張は誤りである。

エ 樋口英明元裁判官の見解について

原告らは、樋口英明元裁判官の著書（甲217）を引用するが（原告ら第38準備書面45ないし46頁），原子力発電

⁸ 例えば、本件敷地の地盤における令和6年能登半島地震の観測記録によれば、地下から地上に向かうに伴い最大加速度が大きくなっている（地震動が増幅している）ことが確認されている（乙195の42ないし44頁）。

所の運転差止に係る同氏らの判決・決定は、いずれも取り消す判断が確定しており（前記福井地方裁判所平成27年12月24日決定（乙128）及び前記名古屋高等裁判所金沢支部判決（乙130）），同氏による原子力発電所の安全性に係る事実認定の誤りが明らかとなっている。

一例を挙げれば、樋口氏は、原子力発電所の耐震安全性について、「配管を丈夫にするためには太い配管に取り替えることが考えられます」（甲217の60頁。原告ら第38準備書面45頁）などと述べるが、日本原子力学会「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会」委員等を歴任した宮野廣・法政大学客員教授（当時）は、「福井地裁は『配管の厚みを増すなどして耐震性を高めるべきだ』という指摘をしているが、そうすると今度は配管の重さが増して配管の震動が強くなり、より破損のリスクが高まってしまう。」（乙196。なお、配管の耐震安全性向上工事としては、振動を防止するためのサポートの設置が通例である（乙9の4頁）。）として、樋口氏が耐震安全性を正しく理解していないことを指摘している。

オ 本件原子力発電所の基準地震動に係る経緯について

原告らは、「志賀原発の基準地震動は、建設当時は490G a1、東日本大震災後に600G a1、その後に1,000G a1へと推移している。」と述べる（原告ら第38準備書面48頁）。

しかし、原告らのいう「600G a1」とは、平成18年の新耐震指針に基づき、平成20年に補助参加人が策定した基準地震動であるから、「東日本大震災後」とする原告らの主張は、耐震指針の改訂と平成23年（2011年）東北地方太平

洋沖地震に係る事実関係を誤認するものである。

(7) ⑦について

原告らは、「地震と原発事故が同時に起きる『原発震災』の際には、計画通りに避難するのは不可能である」と主張する（原告ら第38準備書面48, 49頁）。

しかし、令和6年能登半島地震に際し、原告らのいう「原発事故」は起きていない。

また、前記第5の2(3)でも述べたとおり、原告らは、本件原子力発電所に起因して避難を必要とするような重大事故が発生する具体的な機序を主張立証していないのであるから、原告らの主張は前提において失当というほかない。

(8) ⑧（求釈明）について

原告らは、令和6年能登半島地震の「地震計全ての観測結果」、「観測結果を用いて算定した、はぎとり波」について求釈明を行っている（原告ら第38準備書面49, 50頁）。

しかし、人格権に基づく運転差止訴訟であれば格別、会社法に基づく違法行為差止訴訟である本件において、被告ら取締役の善良注意義務及び忠実義務との関係で、かかる細目について逐一回答の要を見ない。

(9) 小括

以上のとおり、原告らの第38準備書面における主張はいずれも理由がなく、また、求釈明は回答の要を見ない。

第8 原告ら第39準備書面について

1 原告らの主張

原告らは、第39準備書面において、令和6年能登半島地震によ

り、①本件原子力発電所の外部電源の一部が受電できなかつた、②使用済燃料貯蔵プールのポンプの一時停止、プール水の飛散及びプールへの装置の落下が発生した、③制御棒駆動機構ハウジングが落下した場合に支持する部品が脱落した、④同地震に際して、変圧器からの火災の有無について発表を訂正するなど補助参加人は危機管理能力が欠如していると主張する。

2 被告ら及び補助参加人の反論

(1) ①について

原告らは、令和6年能登半島地震により本件原子力発電所の外部電源の一部が受電できなかつたことをもって、新規制基準における外部電源の耐震重要度分類は不合理であるなどと主張する（原告ら第39準備書面3ないし8頁）。

しかし、前記第6の2(4)でも述べたとおり、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所の外部電源は、5回線中3回線が維持されており、安全上問題は発生していない（乙175の別紙2の10、11頁）。

また、新規制基準における外部電源の耐震重要度分類が合理性を有することは、前記第6の2(4)で述べたとおりである。

なお、原告らは、福島第一原子力発電所事故において、「外部電源が確保されていれば、全交流電源喪失という事態は生じなかつた」と主張するが（原告ら第39準備書面4頁），同事故においては、津波による配電盤の浸水により全交流電源喪失が発生したものであり、仮に外部電源が確保されていたとしても全交流電源喪失は免れなかつたことから、原告らの主張は誤りである（乙197の43頁）。

さらに、原告らが挙げる、福井地方裁判所平成26年5月21

日判決（判例時報2228号72頁）及び同裁判所平成27年4月14日決定（判例時報2290号13頁）（裁判長はいずれも樋口英明氏）がいずれも取り消されていることについては、前記第7の2(6)で述べたとおりである。

加えて、原告らは、令和6年1月16日に本件1号機の非常用ディーゼル発電機が停止したことを述べるが（原告ら第39準備書面6頁），その後に実施した実負荷試験において異常がないことを確認しており、本件原子力発電所の安全上問題となるものではない（乙175の別紙2の4頁）。

この点、山中委員長も、令和6年1月24日の記者会見において、「電源の多重化、多様化、あるいは1号機、2号機の融通ということについても既に対策は講じて、実施をしてきていただいているので、特段その点について、今回のディーゼル発電機の故障が、ものすごく重大だったという認識は持っておりません。」（乙198の14頁）と述べている。

また、原告らは、「敷地内の79か所の地点で地盤沈下が生じており、高圧電源車の使用箇所付近でも段差が発生し（略）緊急時の大容量電源車及び高圧電源車のアクセスルートに支障が生じるおそれがある」などとも述べるが（原告ら第39準備書面6頁），本件1号機高圧電源車使用箇所付近の道路で生じた段差は数センチメートル程度であり、安全上何ら問題となるものではなく、補助参加人は再舗装を完了している（乙175の別紙2の3頁）。

なお、原告らが、「約35cmの段差が発生」（原告ら第39準備書面6頁）したと述べる物揚場は、敷地前面海域において埋め立てた場所であり（乙175の別紙2の9頁，乙178の10

頁), 電源車とは無関係である。

(2) ②について

原告らは、令和6年能登半島地震により本件原子力発電所の使用済燃料貯蔵プールにおいてポンプの一時停止、プール水の飛散及びプールへの装置落下が発生したことをもって、「冷却機能の喪失や使用済み核燃料自体の破損により重大事故が発生する危険性がある。」と主張する（原告ら第39準備書面8ないし13頁）。

しかし、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所の使用済燃料は冷却が継続されており、安全上問題は発生していない（乙175）。

原告らは、福島第一原子力発電所事故当時に近藤駿介・原子力委員会委員長（当時）が作成した「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」（甲2）について述べるが、上記「シナリオ」については、東京地方裁判所平成26年1月14日判決（訟務月報61巻1号62頁、確定）において、「本件シミュレーションは、相当想定しにくい最悪の事態を前提に、社会通念上合理的に想定し得る過酷な事故よりも更に過酷な事故を想定したものであることが明らかである（同100頁）と指摘されているところであり、上記「シナリオ」を前提とする原告らの主張は、本件原子力発電所に何ら妥当するものではない。

その他、原告らは、福井地方裁判所平成27年4月14日決定（判例時報2290号13頁）及び大津地方裁判所平成28年3月9日決定（同号75頁。抗告審の大坂高等裁判所平成29年3月28日決定（乙129。判例時報2334号4頁）により取消、確定）を挙げ、使用済燃料貯蔵プールの冷却設備の耐震重要度分類をBクラスとしていることから、新規制基準は合理性を欠くと

主張するようであるが（原告ら第39準備書面10、11頁），これら決定はいずれも取り消されているところであり，耐震重要度分類に係る新規制基準の規定が合理性を有するものであることは，準備書面(1)19頁で述べたとおりである。

さらに，原告らは，使用済燃料貯蔵プールの稠密化は危険であると主張するようであるが（原告ら第39準備書面11、12頁），燃料の貯蔵方法に係る新規制基準の規定が合理性を有するものであることは，準備書面(1)19頁で述べたとおりである。

(3) ③について

原告らは，令和6年能登半島地震において，本件1号機の制御棒駆動機構ハウジングが落下した場合に支持する部品が脱落したことを持って，「原子力規制委員会の審査に合格したとしても原子炉停止機能の安全性は確認されない」などと主張する（原告ら第39準備書面14ないし16頁）。

しかし，令和6年能登半島地震に際し，本件原子力発電所の制御棒駆動機構に異常はなく，安全上問題は発生していない。

すなわち，脱落が確認された，制御棒駆動機構ハウジング支持金具は，制御棒駆動機構を支持するものではなく，同機構の機能に影響はないことから，仮に運転中に脱落事象が発生したとしても，制御棒駆動機構は正常に作動する（乙175の別紙2の4頁）。

この点，山中委員長も，令和6年4月17日の記者会見において，「安全上重要な部品ではございませんので、それが落下したということで、何か重大な問題であるというふうな認識ではございません。」（乙199の3頁）と述べている。

また，原告らは，平成11年に発生した，本件1号機の制御棒

引き抜けによる臨界事故についても述べるが（原告ら第39準備書面14頁），同事故により外部への放射性物質の漏えいが生じたものではなく，補助参加人が適切に再発防止対策を講じていることは，令和元年9月20日付け被告ら及び補助参加人答弁書24，25頁で述べたとおりである。

さらに，原告らは，「沸騰水型原発では，制御棒を重力に逆らって下から挿入するシステムである」（原告ら第39準備書面14頁）とも述べるが，平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に際しても，運転中の東北電力女川原子力発電所，東京電力福島第一原子力発電所，同福島第二原子力発電所及び日本原子力発電東海第二発電所（いずれも沸騰水型軽水炉）においては，制御棒が全て正常に挿入されており，制御棒駆動機構は高い信頼性を有するものである（乙53の2-19，2-35，2-49，付3-3，付3-10，付3-15，付3-20，付3-28，付3-32，付3-37，付3-42頁）。

(4) ④について

原告らは，補助参加人が，令和6年能登半島地震に際し，「社民党の立入調査を拒否」したなどと批判した上で，発表の訂正を行ったことをもって，補助参加人の危機管理能力が欠如しているなどと主張する（原告ら第39準備書面16ないし18頁）。

しかし，補助参加人は，余震の状況等をも踏まえ，令和6年3月以降，順次，報道機関や議員の視察等の受け入れを再開したものである（甲198参照）。原告らのいう社会民主党による視察についても，同年3月18日に実施されており，「拒否」したとの事実はない（当該視察においては，同党党首である福島瑞穂・参議院議員のほか，金沢地方裁判所に係属中の平成24年（ワ）

第328号ほか本件原子力発電所運転差止請求訴訟の原告5名（うち1名は本件訴訟の原告を兼ねる。）も同行している。）。

なお、原告らは、後記第9で述べる、補助参加人の第100回定時株主総会においても、「事故やトラブルが発生した際には、報道関係者、専門家、国会議員や政党等の調査団を速やかに受け入れる」と定款に記載するよう求める株主提案（第7号議案）を行っているが（なお、同議案は大差で否決されている。乙2の1の2、4頁、乙3の11の24頁）、令和6年能登半島地震に係る外部からの視察等の受け入れ再開に係る状況は上記のとおりであり、何ら「拒否」などしていない。

また、原告らは、補助参加人が、令和6年能登半島地震に際し、発表の訂正を行ったことを批判するようであるが、補助参加人は、当該時点において判明した事実を速報として公表するとともに、爾後判明した事実があれば速やかに訂正を行っているのであって、原告らの批判は当たらない。この点、補助参加人は、既に再発防止策を講じている（乙200の添付資料3）。

山中委員長も、令和6年1月10日の記者会見において、「原子力発電所のいわゆる止める・冷やす・閉じ込めるという、その重要な情報に関しての大きなところの情報発信というのは間違いなかった」、「大きな項目について何か情報発信のミスがあったとは思いません」と述べているところであり（乙182の4、12頁），同月24日の記者会見においても、「重要な情報については、我々のところに伝わってきていている」と述べている（乙198の2頁）⁹。

⁹ 山中委員長は、令和6年2月14日の参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会においても、「今回のような緊急時には状況は時々刻々変化するものでござ

なお、以下に述べるとおり、訂正後の事実等を踏まえても、いずれも本件原子力発電所の安全上問題となるものではない。

ア 変圧器について

変圧器については、噴霧消火設備が起動したものの、火災は発生していない（乙175の別紙2の1、5頁）。

また、1号機起動変圧器については、耐震安全性を強化した上で、復旧が完了している（乙175の添付資料）。

なお、発電所前面の海に流出した変圧器の絶縁油も、中和、回収が完了しており、環境への影響はない（甲200の添付資料2、乙175の別紙2の9、10頁）。

イ 津波について

津波については、津波高は3メートルであるところ、本件原子力発電所の敷地高さは11メートルであり、安全上何ら問題はない（乙178のvii、73ないし93頁）。

この点、原告らは、「津波の高さについて、当初約3メートルと報告していたが、2024年3月25日に約4メートルと訂正」したと主張するが（原告ら第39準備書面17頁。原告ら第38準備書面30頁においても同様の主張を行っている。）、約3メートルは津波高、約4メートルは遡上高であって、両者は前提が異なるものであり（甲200の添付資料3の5頁、乙201），原告らは、津波高と遡上高の違いを理解していない。

います。こうした中で、事業者から正確な（引用者注：「不正確な」の言い誤りか。）情報が発信されることもあり得ると思います。その上で、正確な情報が得られれば直ちに訂正したり、状況が落ち着いた後により正確な情報収集に努めたりすることが重要であると考えております。今回の地震発生直後には、北陸電力から原子力規制委員会に対し、幾つかの細かい点については正確な情報が伝わらなかつたこともございました。しかしながら、原子力発電所の安全を確認する上で重要となる、止める、冷やす、閉じ込めるに關係する情報については正確かつ速やかに伝わってきたと考えております。」（乙189の11頁）と述べている。

付言すると、原告ら第39準備書面17頁5行目には「主水槽」とあるが、正しくは「取水槽」である。

ウ モニタリングポストについて

原告らは、「モニタリングポストで異常値が出ていないことから外部への影響はないと説明していたが、18か所で一時データが得られなくなっていたことが明かになった」と主張するが（原告ら第39準備書面17頁），前記第5の2(2)で述べたとおり、補助参加人が設置、管理している敷地内のモニタリングポスト7局は地震発生前後を通じて正常に測定しているのであって、原告らは、地方公共団体が設置、管理している敷地外のモニタリングポストと混同している。

エ 制御棒駆動機構ハウジングの支持部品について

1号機の制御棒駆動機構ハウジングが落下した場合に支持する部品の脱落については、前記(3)で述べたとおりである。

オ その他（タービンについて）

原告らは、令和6年6月5日付け意見書において、「地震によりタービンの軸連結部等が破損し（略）タービンミサイル寸前までの事態になっていた」（同4頁）などとして、あたかも本件原子力発電所においてタービンミサイル現象（蒸気タービンが破損し、タービンを覆うカバーを破ってミサイルのように飛び出す現象）が発生する具体的危険性があったかのように述べるが、令和6年能登半島地震において、本件2号機のタービンで確認された接触痕等は、いずれも、原子力安全の確保において問題となるものではない（乙174の添付資料2、乙200の添付資料2）。

なお、補助参加人は、タービンミサイル防止対策及び万一

タービンミサイルが発生した場合の健全性評価を行っている（乙202の8-6-11頁。名古屋高等裁判所金沢支部平成21年3月18日判決・判例時報2045号74頁（確定）参照）。

(5) 小括

以上のとおり、原告らの第39準備書面における主張はいずれも理由がない。

第9 第100回定時株主総会においても本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が引き続き圧倒的多数の株主の支持を得ていること

被告ら及び補助参加人は、令和6年能登半島地震発生後初の株主総会となった補助参加人の第100回定時株主総会（令和6年6月26日開催）において、同地震の知見を反映し、新規制基準適合性確認審査に的確に対応し、本件原子力発電所が同基準に適合していることの確認を得た上で、再稼働を目指すという経営の基本方針を明らかにした（乙3の11の34ないし36頁。株主提案に対する取締役会の意見として同22頁。）。

これに対し、株主である原告1名から、補助参加人提案の第2号議案（取締役9名選任の件）に対し、本件被告である金井豊及び松田光司を含む5名を取締役に選任しない趣旨の修正動議が提出されたものの、賛成株主少数により否決された上で、原案である第2号議案は、圧倒的多数の株主の賛成をもって承認可決されている（乙2の11の2、3頁）。

また、原告らのうち3名を含む一部の株主から、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われており、特に、第5号議案は、「志賀原

子力発電所は1号機、2号機ともに再稼働せずに廃炉にする。(略)
再稼働を目指すための追加工事等は全て中止する。」などというもので、本件訴訟の請求の趣旨1(1)、(4)及び(5)に相当するものであるが、株主提案はいずれも大差で否決されている(乙2の11の2、4頁、乙3の11の21、22頁、乙36の11)。

第5号議案 (原子力エネルギーの利用禁止)	賛成率3.2パーセント
第6号議案 (プルトニウムの分離および利用の禁止)	賛成率3.1パーセント

第10 結論

以上に述べたとおり、原告らの主張はいずれも理由がなく、本件請求は速やかに棄却されるべきである。

以上